

作成日 令和5年5月22日

令和5年度 施行

学校風土いじめ調査ライセンス使用料

(教育推進課教育推進係)

公示用

学校風土いじめ調査ライセンス使用料

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	摘 要
学校風土いじめ調査ライセンス使用料(年2回)		6	校		
学校風土いじめ調査FB研修(60分)		1	回		
小 計					
再 計					
消 費 税 10 %					
合 計					

仕様書

1 使用期間

令和5年6月9日～令和6年3月31日

2 サービス名称

学校風土いじめ調査

3 対象校

芽室小学校、上美生小学校、芽室西小学校、芽室南小学校、上美生中学校、芽室西中学校

4 サービス概要

本サービスの範囲および主な作業項目は次のとおりとする。

- (1) ベースライン調査（一次調査）を実施する。
 - ・ 小学校4年生から中学校3年生の全児童生徒を対象とする。
 - ・ 一次調査（学校風土いじめ調査）を、6～7月に実施する。
 - ・ 集計・統計処理し、分析をする。
- (2) 一次調査終了後、不登校対応の中核となる校内組織会議にて研修会を行う。（7月）
 - ・ 結果の見方や分析結果の報告
 - ・ 調査結果をもとに、各小・中学校で有効だと考えられる支援方法の提案
 - ・ 上記提案に基づいた具体的な支援策についての協議
- (3) 効果測定調査（二次調査）を実施する。
 - ・ 小学校4年生から中学校3年生の全児童生徒を対象とする。
 - ・ 二次調査（学校風土いじめ調査）を11月または12月に実施する。
 - ・ 集計・統計処理し、分析をする。

5 提出する報告書類

本年度の取組での成果と課題、今後の対応に必要な点を示す。提供者が提出する報告書には下記の内容を含め、電子データにて提出する。

(1) 調査報告書

児童生徒を対象とした調査を集計分析し、解析したもの

6 サービスに必要な情報の提供について

芽室町は提供者に対し、本サービスに必要と想定される以下の情報を提供する。

- ・ 担当課、対象学校の連絡窓口及びメールアドレス、電話番号

- ・対象学校の所在地住所
- ・児童生徒数

7 サービスの適正な実施に関する事項

(1) サービスの一括再委託の禁止

提供者は、実施するサービスを第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、サービスを効率的に行ううえで必要と思われる業務については、芽室町と協議のうえ、サービスの一部を委託することができるものとする。

(2) 個人情報保護

児童生徒、教職員、雇用者等の個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条及び第180条に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

(3) 守秘義務

提供者は、本サービスを行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、使用期間終了後も同様とする。

8 疑義の解釈

本仕様書に記載されていない事項および疑義を生じた場合、または仕様書変更を要する場合は、芽室町と提供者の協議によって定める。